

## 西東京市指名競争入札指名基準

(目的)

第1 この基準は、西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号）第36条の規定に基づき、西東京市（以下「市」という。）が指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(適格性の判定)

第2 指名業者選定委員会又は契約担当者（以下「委員会等」という。）は、指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）につき、次に掲げる事項を調査し、市が発注しようとする工事又は製造の請負、物品の購入及びその他の契約（以下「発注工事等」という。）についての適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 既発注同種工事等の施工成績
- (4) 発注工事等についての技術的適正、能力的適性
- (5) 手持ち工事等の状況
- (6) 指名及び受注の状況
- (7) 他官公庁の工事等実績の有無
- (8) 施工中の既発注工事等の進捗状況
- (9) 発注工事等を施工するのに必要な登録、許可、免許などの資格（営業に関し必要な法令上の資格を含む。）

(指名方法)

第3 有資格者を指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。

1 工事希望制指名競争入札による工事

- (1) 別表に定める発注標準金額に対応する等級区分に属する者のなかから指名しなければならない。
- (2) (1)により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を他の有資格者に優先して指名することができる。

ア 市内に本店、支店又は営業所（建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を得たもの。（以下「本店等」という。））を有する業者のうち、西東京市建設工事等競争入札参加資格における市内業者取扱基準（平成28年11月17日28西総契第140号）の定めるところによ

り市内業者及び準市内業者として取り扱うこととされた者で、かつ、発注標準金額に対応する等級区分及び直近の上位又は下位の等級区分に属する者

イ 発注工事が前回の施工工事と関連する場合で、前回工事を良好に施工した者

ウ 発注工事施工場所付近に本店等を有する者

エ 発注工事と同種の工事を専業とする者

オ 既発注工事の施工成績が優秀な者

カ 発注工事が既発注工事及び他の官公庁並びに民間工事と関連する場合の既発注工事の施工者

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、上記(1)及び(2)の定めを適用しないことができる。この場合、第2に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

ア 特別の技術を要する工事

イ 工事の性質又は目的が一般的基準に適合しない工事

## 2 指名競争入札による工事

(1) 第3 1の(2)の各号のいずれかに該当する者を他の有資格者に優先して指名することができる。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、上記(1)の定めを適用しないことができる。この場合、第2に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

ア 特別の技術を要する工事

イ 工事の性質又は目的が一般的基準に適合しない工事

## 3 物品の購入及びその他の契約

第2の定めによるほか、第3の各号に該当する部分がある場合は、それに準じて行うものとする。

(指名の制限)

第4 次の各号のいずれかに該当する者は、指名を制限することができる。

(1) 不誠実な行為がある者

ア 西東京市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者

イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等、請負契約の履行が不誠実である者

ウ 市発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請負契約の履行が不誠実である者

エ アからウに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 同時期に市が別の発注工事の指名を予定している者及び市の発注工事を受注し履行中の者。ただし、発注工事等の標準金額に対応する指名業者数に達しない場合はこの限りでない。

(指名業者数)

第5 発注工事等の標準金額に対応する指名業者数は、おおむね別表のとおりとする。ただし、共同企業体及び特別な技術を要する工事又は工事の性質若しくは目的により指名する者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

附 則

この基準は、平成13年1月21日から適用する。

附 則

この基準は、平成15年12月15日から適用する。

附 則

1 この基準は、平成29年4月1日から適用する。

2 改正後の西東京市指名競争入札指名基準の規定は、平成29年4月1日以降に指名及び公表する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別 表

1 工事の発注標準金額に対応する等級

(1) 土木・建築工事

発 注 標 準 金 額	等 級
1億5,000万円以上	A
4,000万円以上 1億5,000万円未満	B
2,500万円以上 4,000万円未満	C
1,000万円以上 2,500万円未満	D
1,000万円未満	E

(2) 設備工事

発 注 標 準 金 額	等 級
3,000万円以上	A
1,500万円以上 3,000万円未満	B
300万円以上 1,500万円未満	C
300万円未満	D

2 発注標準金額に対応する指名業者数

(1) 工 事

発 注 標 準 金 額	指名業者数
1,000万円以上	おおむね10社
500万円以上 1,000万円未満	6社以上
300万円以上 500万円未満	5社以上
300万円未満	3社以上

(2) 物品等

発 注 標 準 金 額	指名業者数
1,000万円以上	8社以上
500万円以上 1,000万円未満	6社以上
200万円以上 500万円未満	4社以上
200万円未満	3社以上